# 子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・ 指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問 事業・地域子育て支援拠点事業)

# ~事業開始時~

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(<u>※事後</u>) (事業開始から1ヶ月以内)

# ~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、検査が可能



#### 都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育 事業の事業開始・指導監督の仕組み

### ~事業開始時~

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

# ~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

#### 都道府県知事は、

- ・ 事業者が命令・処分に違反した場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。
- ※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。